## 船橋市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営要綱

(設置)

第1条 船橋市農地利用最適化推進委員候補者(以下「候補者」という。)に係る評価を農業委員会に報告するため、船橋市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

(任務)

- 第2条 評価委員会は、農業委員会の求めに応じ、候補者の評価を行い、農業委員会に報告するものとする。
- 2 評価委員会は、候補者の評価に当たり、推薦を受け、又は募集に応じた各候補者の活動歴等の審査を行うとともに、必要に応じ、面接その他適当と認める方法による審査等を行う。

(評価委員会の委員)

- 第3条 評価委員会の委員(以下「評価委員」という。)は、農業委員会の委員7名以内で 組織する。
- 2 推進委員として推薦を受け、又は募集に応じた者は評価委員となることができない。 (委員長)
- 第4条 評価委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、農業委員会会長を充てる。

(招集)

- 第5条 評価委員会は、委員長が招集する。
- 2 評価委員会の会議は、評価委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。 (会議)
- 第6条 評価委員会の会議は、委員長が議長となり議事を整理する。
- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに よる。

(委員の補充)

第7条 農業委員会は、評価委員の欠員が定数の3分の1を超えた場合は、この要綱に定める手続に基づき、速やかに評価委員を補充しなければならない。

(守秘義務)

第8条 評価委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、

同様とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成29年5月10日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月8日から施行する。